

視点 調査室の役割と求められる調査員像についての私見

決算委員会 専門員

きりやま まさとし
桐山 正敏

「調査室」の職務は法令上極めて抽象的である。国会法第43条には「常任委員会には、専門の知識を有する職員（これを専門員という）及び調査員を置くことができる。」とあり、議院事務局法によれば、「第12条 常任委員会専門員は常任委員長の命を受け調査を掌る。第13条 常任委員会調査員は常任委員長及び常任委員会専門員の命を受け、調査の事務を掌る。」とあるので、当該委員会に係る調査一般を行うということになるのだろう。

この委員会に係る調査業務に関して、最近では強力な競争相手が出てきている。

まず 国会図書館の調査及び立法考査局である。今までは中長期的な調査が中心であり、短期的な課題には必ずしも取り組んでいなかった。ところが最近では「ISSUE BRIEF」など、タイムリーな発行で議員の評判を勝ち得ている。次に 政党事務局、各政党ともその強化充実を目指している。そして 民間シンクタンク、一般的な委託調査以外に、予算制度を中心に国会活動に資する報告を出せるところが生まれている。

果たして、現在の調査室のクライアント・サービスは、議員その他にどのように評価されているだろうか？

情報提供は正確かつ迅速であらねばならない。「正確さ」と「迅速性」は時に背反するが、さて、どちらが優先すべきか。異論はあろうが、私は現状ではタイムリーなサービスが不可欠であると考えている。クライアントである議員は忙しく分刻みで行動しており、状況も時々刻々と変わる。こんな中では多少の拙速は許されよう。

調査室では、原資料を素材のまま提供するということがままある。時間の足りない議員には、これでは不親切である。考えるに、1ページの要約 読み切れる量の本体そして 参考資料（新聞コピー、省庁資料等）という三点セットが必要ではなからうか。

さて専門員及び調査員はスペシャリストかジェネラリストか？ 相対的に後者の比重が高まっているのではないだろうか。情報収集はインターネットの登場によって量が幾何級数的に拡大した。これは革命的な変化である。問題は、ここから必要かつ十分な情報をピックアップする能力である。そのための判断能力の養成が必要であるが、この際に要求されるものはコモン・センス＋識見である。この能力は、特定の分野の調査に長く従事することによってのみ高まるものではない。局所的に詳しい得意分野を持つことは必要だが、その前に一般的な調査員能力の育成が必要であり、その能力が形成されれば、後は応用動作である。金融問題などは関係業界でも全体に通じている人はほとんどいないと聞く。このような専門分野には客員調査員あるいは中途採用の積極的活用で弾力的に対処して、調査員は幅広い識見と業務処理能力を高めていくことが望ましいのではないだろうか。

一部調査員に必ずしも充分でないのが、プレゼンテーション能力である。相手にどれだけの時間があるか、TPOを考え説明する。状況に応じ、3分、10分あるいは1時間と臨機応変な説明を行う。薬局（薬剤師は外部処方箋で拡大したが）、酒屋など参入障壁の高く競争がなかった業種ほど、規制緩和の影響を大きく受けたのである。

是非とも、前者の轍を踏まないようにしたいものである。